

決議案第4号

日本共産党取手市議4人の反省と会議規則等の理解を求める決議案について

標記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年 9月20日

取手市議会議長

入江 洋 一 殿

提出者 取手市議会議員 齋藤 久代

〃 〃 山野 井隆

〃 〃 佐藤 清

〔提案理由〕

取手市議会会議規則はじめ、私たち議会人に関する各種法令等を理解せず、抗議文書を提出した4人の議員に対し、反省を求めるため決議するもの。

日本共産党取手市議4人の反省と会議規則等の理解を求める決議案

日本共産党取手市議会議員の加増充子・遠山智恵子・関戸 勇・小池悦子の4議員は、本年9月6日付け「市議会与党議員による一般質問を封じる暴挙に抗議する抗議文」を入江議長及び齋藤議会運営委員長に提出した。

去る9月7日、議員全員協議会が開催され、当抗議文の内容根拠について確認したところ、議会制民主主義や取手市議会会議規則をはじめとする議会に関するルールを全く理解せずに抗議していることが判明した。

中でも、一般質問においては取手市議会会議規則第62条において、「議長の許可を得て質問することができる。」と規定されているにもかかわらず、「民主的議会運営の根拠」を確認されると、会派代表者である加増議員から「議会運営委員会を開いて多数の数の力で——多数でこれできないようにしたということは民主的ではありませんということです。」と述べたり、「一般質問は義務です。」と、何ら根拠のない発言を繰り返している。では、民主主義の原則である「多数決の原理」に基づいて運営した取手市議会は民主的運営ではないのでしょうか。

9月4日に開催された議会運営委員会では、ポトピア関連の通告をしていた3人の議員を委員外議員として出席要求し、質問要旨の確認も実施した。しかし、その場における通告者の質問要旨の発言は、通告内容から外れている質問を行おうとしていたり、公式会議の議員全員協議会で明らかになった前提条件がないものを質問する、つまりは「噂の発言」にも該当するであろう質問が行われることが想定されたため、賛成多数によって当該通告を認めないことに決定した。

また、「与党議員」という表現に関しても、加増議員は「市長の予算に賛成する、そういう立場の人たち——市政運営を応援するという認識をしております。そういう中での議会運営委員会の委員が与党だということを出しました。」と発言した。当市議会では、議会の最高規範として議会基本条例を制定し、二元代表制の一翼ということ、私たち議員は十分理解しなければならない。にもかかわらず、議院内閣制と混同し、それを指摘されても、なお引き続き「市長の予算に賛成してきた、それはやはり市長の姿勢を後押しするということでは与党と見ております。」「私たちの解釈はそのように思ってます。」と発言し、会議室を騒然とさせた。

さらに、「一般質問はどのように規定されているか理解しているのか」との質疑にも、抗議文提出の4人の市議から明解な答えがない状態であった。

次に、市長に対し「無責任な態度」と表現していることについて、「何の法律に抵触し無責任なのか」との質疑に対しても、何ら抵触する法令等の根拠は示されなかった。

また、9月19日に開催された議会運営委員会においては、委員である関戸議員は、9月4日の本会議における議長議事運営に対し「大変異常だと、会議規則に照らしても、違うんじゃないかというふうに思うんですが」と述べ、「第何条に反しているのか」を確認されても全く答えがない状態であった。

以上、9月7日の議員全員協議会においては、加増会派代表者の発言が主であるが、その発言を正すことなく同席し、抗議文に名を連ねている日本共産党取手市議会議員4人、そして9月19日の議会運営委員会においては、委員である関戸議員は、十分反省し、取手市議会会議規則はじめ私たち議会人のルールを十分理解することを求めるものである。

以上、決議する。

平成30年 9月 日

茨城県取手市議会